



熊本県公報

第12913号

令和2年(2020年)
4月3日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○御船都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水環境課)	1
○熊本県労働委員会委員の改選	(労働雇用創生課)	1
○介護医療院の開設許可	(高齢者支援)	10
○道路の区域変更	(道路保全課)	10
○道路の区域変更	(〃)	10
○予算の専決処分	(財政課)	10
○保全林の指定に関する予定	(森林保全課)	13
○保全林の指定に関する予定	(〃)	13
○保全林の指定に関する予定	(〃)	14
○天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権の免許	(水産振興課)	14
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	14
○本渡港公有水面埋立免許の出願の要領	(港湾課)	14
○児童福祉法に基づく事業者の指定の辞退	(障がい者支援課)	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く事業者の指定	(〃)	16
○介護医療院の新規指定	(高齢者支援課)	16
○児童福祉法に基づく指定障害児童所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く事業者の指定	(〃)	16
公 告		
○熊本県道路賠償責任保険契約に係る入札の実施	(道路保全課)	17
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項	(県政情報文書課)	19
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	21
○道路の位置の指定	(建築課)	21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	21
○阿蘇郡南小国町の下の道入会林野整備計画の認可	(森林保全課)	21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	22
登 載 依 頼		
○平成2年度熊本県育英資金返還金の収納業務委託	(高校教育課)	22

告 示

熊本県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年（1979年）12月2日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成7年（1995年）熊本県告示第942号、平成11年（1999年）熊本県告示第426号、平成13年（2001年）熊本県告示第338号、平成15年（2003年）熊本県告示第231号、平成18年（2006年）熊本県告示第294号、平成23年（2011年）熊本県告示第220号、平成26年（2014年）熊本県告示第344号、平成31年（2019年）熊本県告示第227号の事業地に熊本県上益城郡御船町大字小坂字東八龍の一部を変更し、字宮田の一部を加える。

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により第47期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 推薦する者の資格

(1) 労働者委員候補者の推薦資格

熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦資格

熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

2 推薦される者の資格

委員の任命については、法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。

3 推薦期間

令和2年（2020年）4月3日から令和2年（2020年）5月25日まで

4 推薦に必要な書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 推薦書（別記第1号様式）

イ 履歴書（別記第2号様式）

ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書

なお、証明の交付を申請する場合は、次の書類を令和2年（2020年）4月17日（金）から5月8日（金）までに熊本県労働委員会に提出すること。

(ア) 労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）

(イ) 労働組合規約（選挙規程、会計規程を含む。）

(ウ) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し

(エ) 役員名簿（別記第4号様式）

(オ) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）

(カ) 調査表（別記第5号様式）

(キ) 会計報告書、事務分掌規程等

(2) 使用者委員候補者の推薦

ア 推薦書（別記第6号様式）

イ 履歴書（別記第7号様式）

(3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先

(1)及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書（別記第1号様式及び別記第6号様式）、履歴書（別記第2号様式及び別記第7号様式）及び労働組合資格審査申請書（別記第3号様式）については、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。

5 推薦の方法

労働者委員候補者の推薦については推薦書（4の(1)のア）及び履歴書（4の

(1)のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（4の(1)のウ）を、使用者委員候補者の推薦については推薦書（4の(2)のア）及び履歴書（4の(2)のイ）を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に提出すること。

別記第1号様式

推 薦 書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

印

令和2年(2020年)4月3日付け熊本県告示第283号で推薦を求めた第47期
熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第2号様式

履 歴 書			
ふりがな			昭和
氏 名	生年月日 (年 齢) ※R2(2020). 7. 1現在		年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
労働組合に おける役職歴 (現在の地位を 含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			
賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第19条の4（委員の欠格条項） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなる までの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 年 月 日 氏 名 印

別記第3号様式

※ 処理番号 熊労委令和 年(資)第 号	※ 受付年月日 令和 年 月 日
-------------------------	---------------------

労 働 組 合 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

熊本県労働委員会会長 様

申請者 (所 在 地)
(名 称) 印
(代表者職氏名)

当労働組合は下記理由により、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。

記

1 申請の理由

2 証拠書類

(1) 組合規約(選挙規程、会計規程を含む。)の写し
(2) 労働協約(覚書、協定書を含む。)の写し
(3) 役員名簿
(4) 会社(事業所)の組織表
(5) 調査表
(6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。

2 上記2の(1)、(3)、(4)、(5)は必ず提出のこと。

別記第4号様式

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	勤務先並びに勤務先における地位又は職名

(注) 1 役員及び執行委員全員について記載すること。

2 「勤務先並びに勤務先における地位又は職名」の欄には、勤務先がない場合は職業等を記入すること。

別記第5号様式

調 査 表

組 合 の 名 称				
事 務 所 の 所 在 地				
組 合 設 立 の 年 月 日				
法 人 格 の 有 無				
直 近 の 上 部 団 体				
単 組 ・ 支 部 ・ 分 会				
組 合 の 付 帯 事 業				
専 従 役 員 の 数		役 員 名	職 員 名	
組 合 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男			
	女			
	合 計			
使 用 者 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
事 務 所 の 所 在 地				
事 業 の 種 類				
関 係 事 業 所 の 名 称				
代 表 者 の 氏 名				
事 務 所 の 所 在 地				
そ の 他				
従 業 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男			
	女			
	合 計			

別記第6号様式

推 薦 書

年 月 日

熊本県知事

様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

印

令和2年(2020年)4月3日付け熊本県告示第283号で推薦を求めた第47期
熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第7号様式

履 歴 書			
ふりがな			昭和 年 月 日
氏 名	生年月日 (年 齢) ※R2(2020). 7. 1現在		(歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
役 職 歴 (現在の勤務 先(所属) 及び役職を 含む。)	年	月	
賞 罰			
特 記 事 項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第19条の4(委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 年 月 日 氏 名 印

熊本県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
荒尾中央病院介護医療院 荒尾市増永1544番地1	医療法人洗心会	令和2年（2020年） 4月1日

熊本県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市下林町字佐ブ川 30番5地先から 同所 30番1地先まで	前	13.1 ～ 14.7	37.3	24条 工事
			後	14.3 ～ 15.0	37.3	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）4月3日

熊本県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）4月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小枝深水線	球磨郡あさぎり町大字深田西 字安尾 1670番地先から 球磨郡あさぎり町大字深田西 字高原 1810番1地先まで	前	4.4 ～ 9.5	971.8	単道改
			後	6.6 ～ 26.8	964.8	

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）4月3日

熊本県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年（2020年）3月25日付けで専決した令和元年度（2019年度）熊本県一般会計補正予算（第9号）の要領は、次のとおりである。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 243,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,459,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月25日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		127,431,197	146,400	127,577,597
	1 国庫補助金	86,818,636	146,400	86,965,036
2 繰入金		35,063,120	96,676	35,159,796
	1 基金繰入金	34,060,059	96,676	34,156,735
歳 入 合 計		823,216,162	243,076	823,459,238

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,762,849	144,000	100,906,849
	1 社会福祉費	56,723,596	144,000	56,867,596
2 衛 生 費		56,455,678	1,002	56,456,680
	1 公衆衛生費	39,122,431	1,002	39,123,433
3 労 働 費		1,986,005	14,538	2,000,543
	1 失業対策費	196,885	14,538	211,423
4 商 工 費		58,788,170	79,936	58,868,106
	1 商 業 費	47,860,240	79,936	47,940,176
5 教 育 費		139,079,858	3,600	139,083,458
	1 保健体育費	2,282,324	3,600	2,285,924
歳 出 合 計		823,216,162	243,076	823,459,238

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	金 額
1 労 働 費		千円 14,538
	1 失 業 対 策 費	14,538
2 商 工 費		79,936
	1 商 業 費	79,936
合	計	94,474

熊本県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字磧ノ本961番1（次の図に示す部分に限る。）、954番、962番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字磧ノ本954番・962番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、961番1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字永山4691番、4694番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字永山4691番・4694番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第290号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10番287(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猫嶽10番287(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第291号

令和元年(2019年)12月27日熊本県告示第621号で公示した天草不知火海区における漁場計画に係る漁業権について、漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、次のとおり免許した。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許の内容

令和元年(2019年)12月27日熊本県告示第621号の内容のとおりに

2 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天区第575号及び天区第253号	令和2年(2020年)4月1日から 令和5年(2023年)8月31日まで

3 漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住所
天区第575号	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
天区第253号	増田 敏也	上天草市大矢野町維和208番地

熊本県告示第292号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人東康会	社会福祉法人東康会 つまごめ荘デイサービスセンター	菊池市今58番地	令和2年(2020年)4月1日	通所介護

熊本県告示第293号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおり要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

2 埋立区域

(1) 位置

天草市志柿町字東大迫7013-14から7013-12を経て7016-2
に至る間の土地に接する国道の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から㉑の地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ昭和50年の秋分の満潮位(D. L. + 3. 89m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点	天草市瀬戸町に設置された3級基準点(H25-基7:金属鋸)(北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒)から91度21分56秒121.65mの地点	
②の地点	①の地点から	344度51分39秒 16.04mの地点
③の地点	②の地点から	254度51分43秒 0.43mの地点
④の地点	③の地点から	344度51分41秒 7.16mの地点
⑤の地点	④の地点から	74度51分43秒 0.43mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	344度54分42秒 5.06mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	74度17分06秒 4.85mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	78度04分35秒 6.78mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	79度11分30秒 6.77mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	79度12分05秒 7.43mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	78度11分25秒 7.40mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	76度10分20秒 7.40mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	74度12分28秒 7.35mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	72度12分06秒 7.35mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	113度16分48秒 5.81mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	68度43分05秒 10.08mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	66度04分21秒 9.79mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	63度25分02秒 10.13mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	60度42分41秒 10.22mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	66度00分42秒 9.95mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	156度02分49秒 1.23mの地点

(3) 面積

1, 433.14平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

天草市志柿町字東大迫6953-3から7013-12を経て同市志柿町字城
邊田7069-1に至る間の土地に接する国道の地先公有水面

(2) 区域

次の㉒の地点から㉓の地点を順次に結んだ線及び㉒の地点と㉓の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㉒の地点	天草市瀬戸町に設置された3級基準点(H25-揮7:金属鋸)(北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒)から99度38分16秒110.13mの地点	
㉓の地点	㉒の地点から	329度33分28秒 65.84mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	61度05分53秒 180.00mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	149度33分28秒 65.01mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	240度20分30秒 139.12mの地点

(3) 面積

11, 880.26平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地(約1,000平方メートル)、護岸用地(約400平方メートル)

5 出願年月日

令和2年(2020年)年3月11日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県天草広域本部土木部維持管理課及び天草市建設部建設総務課

熊本県告示第294号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の14の規定による指定
入所支援の指定の辞退の届出があったので、同法第24条の18の規定により公示する。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称 及び所在地	事業者の名称、主 たる事務所の所 在地及び代表 者の氏名	辞退年月日	事業所番号	障害児通 所支援の 種類
多良木町立多 良木学園多良木 球磨郡多良木 町大字黒肥地 6525番地 38	多良木町多良木町 球磨郡多良木町 大字1648番地 吉瀬 浩一郎	令和2年(2020年)3月3 1日	43518 00018	指定福祉 型障害児 入所施設

熊本県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援A型事業所 めぐみ 宇城市松橋町曲野13- 12	合同会社高志会 宇城市松橋町曲野13- 12 嶋田 美由紀	就労継続支援A型	令和2年（2020年）3 月26日

熊本県告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
白梅病院介護医療院 水俣市浜4089番地の1	医療法人啓愛会	令和2年（2020年） 4月1日

熊本県告示第297号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び 所在地	事業者の名称、主たる 事務所の所在地及び 代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所 支援の種類
こども療育研究 室 L u l u 合志 合志市御代志1 812番1	株式会社グローバル 介護サービス 熊本市北区龍田弓削 一丁目16番38号 白石 尊康	令和2年 （2020年） 4月1日	435220 0366	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
明星学園 多機能型事業所のぞみ 上益城郡山都町小峰字引地1385番地	社会福祉法人御陽会 上益城郡山都町神ノ前字免ノ原242番地15 武元 典雅	就労継続支援B型	令和2年(2020年)4月1日

公 告

熊本県公告第212号

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年(2020年)4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

熊本県道路賠償責任保険契約

(2) 契約内容

熊本県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項の道路実延長(3,569,061メートル)(有料道路を除く。)及び熊本県が管理する港湾法(昭和25年法律第218号)に定める臨港道路総延長(62,581メートル)の道路賠償責任保険契約

(3) 契約期間

令和2年(2020年)6月1日午後4時から令和3年(2021年)6月1日午後4時まで

2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2495

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の損害保険業免許を受けている者であること。

(3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。

(4) 県税を完納している者であること。

(5) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書(別記様式3、別記様式3-1)

イ 誓約書

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 提出期間

この公告の日から令和2年(2020年)4月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出場所

2の入札に関する事務を担当する部局(以下「入札担当部局」という。)

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札手続等

(1) 入札仕様に対する質問の受付期間

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から令和2年(2020年)4月17日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から令和2年(2020年)4月17日(金)午後5時まで行う。

(3) 入札説明会

ア 日時 令和2年(2020年)4月6日(月)午前10時から

イ 場所 熊本県庁本館11階土木部会議室

(4) 入札の方法

ア 日時 令和2年(2020年)4月23日(木)午前11時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館11階土木部会議室

ウ 入札方法

この入札は、紙入札とする。

エ 入札書の提出方法

入札書(別記様式1)(代理人が入札するときは、入札書及び委任状(別記様式2))をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)4月22日(水)(必着)までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」及び「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書(別記様式1-2)を入れること。

(5) 入札金額

入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。

(6) 開札の方法及び日時等

開札は、(4)アの日時に行う。

(7) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。

1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

(8) 入札の無効

次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合はその落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(9) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(10) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金

ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(イ) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証

イ アの規定にかかわらず、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

ウ (11)イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。

(ア) 提出期限 令和2年(2020年)4月17日(金)午後5時

(イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局

(ウ) 提出方法 持参に限る。

(エ) 提出様式 別記様式4

エ 入札保証金の還付

(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとめる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめる条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

熊本県公告第213号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和2年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この要項は、令和2年4月3日から施行する。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
	熊本地震震災ミュージアム基本計画
総務部	熊本県公共施設等総合管理計画
企画振興部	熊本県国土強靱化地域計画
	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画(熊本県計画)ー第4次ー
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第六次水保・芦北地域振興計画
	宇土天草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	熊本県文化振興基本方針
	ふるさと五木村づくり計画
	『大空港構想Next Stage』(熊本都市圏東部地域グランドデザイン)
	熊本県情報化施策推進方針
	第7次熊本県保健医療計画
	第3期熊本県地域福祉支援計画
	熊本県感染症予防計画
	熊本県新型コロナウイルス等対策行動計画
	第3次熊本県動物愛護推進計画
健康福祉部	第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」
	くまもと子ども・子育てプラン
	熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)
	第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県家庭的養育推進計画
	熊本県やさしいまちづくり推進指針
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
	第5期熊本県障がい福祉計画及び第1期熊本県障がい児福祉計画
	熊本県地域医療構想
	第4次くまもと21ヘルスプラン(第4次熊本県健康増進計画)
	第3次熊本県健康食生活・食育推進計画(くまもと食で育む命・絆・夢プラン)
	第4次熊本県歯科保健医療計画
	第3次熊本県がん対策推進計画
	第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画
	熊本県国民健康保険運営方針
環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第五次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画
	熊本県野生動物の多様性保全基本方針
	第12次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県廃棄物処理計画(第4期:平成28～32年度)
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	熊本県災害廃棄物処理実行計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第4次熊本県食の安全安心推進計画
	第10次熊本県交通安全計画
	第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	熊本県消費者教育推進計画
	第4次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画(第3次改訂版)
商工観光労働部	熊本県産業振興ビジョン2011
	熊本県総合エネルギー計画
	ようこそくまもと観光立県推進計画
農林水産部	くまもと国際化総合指針
	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	第3次熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	くまもと生活排水処理構想2016
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	第2期熊本県高齢者居住安定確保計画(くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン)
国際スポーツ大会推進部	くまもとハロープログラム(国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム)

備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

熊本県公告第214号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1460号	加工家さんふん肥料	和（なごみ）加工家さんふん肥料	窒素全量：3.5 りん酸全量：3.5 加里全量：3.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社野中フアーム 熊本県山鹿市鹿北町岩野2021番地1	令和8年（2026年）3月23日

熊本県公告第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市西区域山下代一丁目12番15号
- 2 築造者の氏名 前田勉
- 3 道路の位置 宇土市境目町字西原628番3、同629番5及び同629番6
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 27.90メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）3月23日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第319号

熊本県公告第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東畑2902番8、同2902番9、同2902番10、同字七ツ石2971番1、同2971番3、同2972番1、同2972番350及び里道の一部3,218.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区錦ヶ丘18番24号
大和ハウス工業株式会社熊本支店

熊本県公告第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（2工区）
合志市御代志字三角2086番193の一部及び同2086番216902.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発

熊本県公告第218号

南小国町の下の道入会林野整備組合代表者黒川敏秋から申請のあった下の道入会林野整備計画を入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により令和2年（2020年）3月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2400番16
1,855.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市中央区天神四丁目4番1号
株式会社オリエンタル・ホーム

登 載 依 頼**熊本県教育委員会告示第1号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり熊本県育英資金返還金の収納の事務を委託することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月3日

熊本県教育長 古閑 陽一

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	収納事務の とりまとめ	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで